人事異動に関する用語解説(徳教団)

令和2年度改訂版 R3.12月確認済み

Ⅰ 教諭(新任教員)について

(1)採用後3年を経過した教職員は、原則として配置転換を行う。

[平成16年より]

- (2)遠距離勤務は、実勤務2年間で終了する。 [平成24年より]
- (3)新任教員は、採用後10年の間に(県外勤務は含まない)原則として、 遠距離勤務(中距離勤務)を義務づけ、勤務形態としては、次の① ~③のいずれかの場合とする。 [平成24年より]
 - ①遠距離(中距離)勤務 → 本拠地または,通勤可能な範囲
 - ②近距離勤務(3年)→ 遠距離(中距離)勤務

→ 本拠地または、通勤可能な範囲

- ③近距離勤務(3年)→ 近距離勤務(2~3年)
 - → 遠距離(中距離)勤務 → 本拠地または,通勤可能な範囲
- 〇平成21年度~23年度採用者で、現在遠距離勤務の者については、3年間の勤務とし、実勤務1年間(1年度)で義務が終了する。
- 〇平成21年度~23年度採用者で、現在近距離勤務の者については、 上記②~③のいずれかを希望し、異動後は、新ルールを適用する。
- 〇平成21年度以前の採用者で、現在近距離勤務の者については、原則として、遠距離勤務を実施する。ただし、条件については、新ルールを適用する。

〈遠距離勤務〉

- ・自宅から勤務先までが約40Km以上の勤務
- ・実勤務2年間で終了、希望により3年勤務することができる。
- ・勤務終了後は,本拠地<u>または通勤</u>可能な範囲の学校に赴任する ことを基本とする。

〈中距離勤務〉

- ・自宅から勤務先までが約20Km以上約40km未満の勤務とする。
- ・原則として本拠地と異なる市町村での勤務とし,実勤務3年間で終了とする。

〈近距離勤務〉

・自宅から勤務先までが約20Km未満の勤務とする。

- ○遠距離勤務・中距離勤務を決定するのは県教育委員会である。
- ○養護教諭には中距離勤務は適用されない。

2 教諭(中堅教員)について

- (I) 計画交流(計交)=市町村教委からの推薦を受け、県教委面接あり。
 - ○遠距離勤務(本拠地から約40km以上)及び勤務期間は原則2年間
 - ○学校,教育委員会以外の勤務場所(知事部局等)においては原則 3年間の勤務期間
 - ○勤務期間については、本人の希望等を勘案して I 年間の延長を認める。
 - ○勤務期間満了後は、原則として出身郡市内に転任
 - ○教頭任用の受審年齢引き下げ条件の I つであったが、計画交流等の多様な勤務経験を重視すると要綱に記載されている。
- (2) 管区外交流(管交)=他管区との人事交流で普通異動。
 - 〇同一市町村勤務の年数がひとつの目安 [平成16年度末より]
 - ○勤務期間については、原則2~5年間

(3) 市町村立学校・県立学校間交流

- ○勤務年数が3年以上の者で、適任者を市町村教委・県立学校長が 推薦する。
- 〇被推薦者のうちから県教委が選考し,「市町村立・県立校種間交 流者名簿」に登載される。
- ○勤務期間は原則として3年
- 〇市町村<u>教委</u>の推薦に係る市町村立・県立校種間交流者で勤務期間 を満了した者は、原則として出身管区内に転任
- ○市町村立から県立中学校への異動は交流でなく、普通異動。
- (4) 校種間の交流の推進 = 小学校と中学校との交流
 - ○小中両方の免許を所有する者
 - ○交流は3年を基本。新任遠距離扱い(3年)も可。交流終了後は 元の校種に異動。
 - ○個人希望票に記入欄あり。
 - 〇希望者の中から, 県教委が交流者を決定し, 人事配置を行う。
- (5) 生徒指導主事 = 原則5年を限度とする。 ※主事終了者はできる限りその校にとどめ、協力体制をとる。

3 養護教諭・栄養教諭・学校事務職員・学校栄養職員について

(1) 新任=遠距離勤務3年間を原則とする。

(栄養教諭への任用替え者は除く)

(2) 年齢順遠距離勤務

- ○年齢順に遠距離勤務を行う。通勤・泊勤務の選択は本人の自由意 志による。(勤務先が決まってから決定する。)
- ○勤務期間は、泊勤務・通勤いずれも2年を原則とする。

[平成16年度末より]

- ○年齢順遠距離勤務 I 回目該当者は、採用後 8 年経過以降の者で、 年齢順位の上位の者からとする。年齢順遠距離勤務 2 回目該当者 は、年齢順位の上位の者からとなる。
- 〇年齢順遠距離勤務者を少なくするための措置として,へき地等に 生活の本拠がある者については,年齢順遠距離勤務保留者となる。
- ○年齢順遠距離勤務の先取りは原則としてしない。
 - ※人数が予定者の都合で確保されない時は,年齢順に先取り希望者を募る。(その校2年以上の者)
- ○年齢順遠距離勤務終了者は、通勤可能範囲への転任となる。

(3) 市町村立学校·県立学校間交流

- 学校事務職員は人事交流なし。栄養職員は3年を原則。
- ○市町村立から県立中学校への異動は普通異動。

4 管理職(教頭)について

新任教頭は、3年間の遠距離勤務を原則とする。

[平成16年度末より]

5 公募制について=令和元年度末も中止

〇平成18年度末より新規に始められたが、令和<u>3</u>年度末異動でも実施しない。

6 その他の留意事項

- 2 その校の在籍年数が少なくとも2年以上の者でなければ、原則として異動を行わない。5年を越える者については、原則として配転を行い人事の刷新に努める。
- 3 その校10年以上(養護・事務・栄養は5年)の在籍者は、特別な場合を除き配転とする。(<u>鳴教大,在外日本人学校,長期研修生等への派遣期間を除いた実勤務年数</u>)